

工事成績評定結果を契約事務に活用します。

工事成績評定は、工事受注者の適正な選定や育成指導をすることで、公共工事の品質確保を図ることを目的として行っています。

狛江市では、狛江市工事成績評定規程に基づき、130万円を超える請負工事について、施工状況、施工体制、出来栄等を評価し、その結果を受注者に通知しています。また、平成30年度から、以下のとおり、工事成績評定の結果を契約事務に活用します。



総合評定点	活用内容			適用	
80点以上	①HP公表	模範となる工事を施工したとし、狛江市ホームページに公表する。		平成29年度 完了工事から	
75点以上	②優先指名	優秀な工事を施工したとし、工事請負指名競争入札において優先的に指名することができる。			
65点未満	③改善計画	改善が必要な工事を施工したとし、受注者は改善計画書を提出しなければならない。		平成30年度 完了工事から	
	④指名制限	改善計画書の提出がない場合、工事請負指名競争入札における指名を制限することができる。			
60点未満	⑤指名停止	不良な工事を施工したとし、指名競争入札において受注者の指名停止を行う。	55点以上 60点未満		1ヶ月
			50点以上 55点未満		3ヶ月
			40点以上 50点未満	6ヶ月	
			40点未満	9ヶ月	

* 注意事項 *

- ・上記の他、総合評価落札方式においても、工事成績評定の結果を活用します。
- ・⑤指名停止となった期間は、原則、随意契約や見積り合わせを含む狛江市の契約について、指名をすることができなくなります。また、下請け業者として工事を受注することもできません。
- ・工事成績評定の詳細は、狛江市ホームページをご覧ください。

